

京都市告示第 3 1 3 号

京都市宝が池公園運動施設条例第 1 0 条ただし書きの規定に基づき、次のとおり、宝が池公園少年スポーツ広場を臨時に供用を休止します。

令和 8 年 8 月 1 2 日

京都市長 松 井 孝 治

1 臨時に供用を休止する日

令和 9 年 2 月 2 1 日（日）

2 供用休止理由

京都マラソン 2 0 2 7 開催のため

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）